

熊谷市コミュニティ施設利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防と施設の開館の両立を進めるために、国が提唱する「新しい生活様式」の実践を図りながら本市のコミュニティ施設をご利用いただく上での基本的な考え方を示すものです。

令和2年6月1日

熊谷市市民部市民活動推進課

1 「新しい生活様式」とは

<実践例>

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

□人との距離は、できるだけ2m空ける

□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

□手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

□まめに手洗い、手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気

□身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集・密接・密閉）

□毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

2 対象施設

本ガイドラインの対象施設は、本市のコミュニティ施設、市民活動支援センターとする。

3 適用期間

本ガイドラインの適用は、令和2年6月8日（月）から当分の間とし、感染状況等に変化があった場合には、必要に応じて見直すものとする。

4 基本的な感染症対策の実施

「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する。

(1) 密集しない

多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

【対策例】

- ・部屋の定員の概ね1/2の人数で開催するなど会場を広く使う。
- ・人の密度を下げるために、長机1台につき一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2mを空けることを目安に）なるべく、対面方式を避ける。
- ・施設が定める利用定員を守り、かつ最大でも100人以内とする。

(2) 密接しない

飛沫を発生させないように工夫する。

【対策例】

- ・ 近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ・ 大声をだしたり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ・ 調理や飲食を伴う活動は避ける。

(3) **密閉しない**

換気を徹底する。

【対策例】

- ・ 1時間に1回は窓を開けて換気を行う。(可能であれば2方向の窓を同時に開ける。)

5 具体的な感染症対策の実施

(1) 利用者の安全確保

《体調不良の方の活動自粛》

- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控えること。

《感染予防・感染拡大を防ぐ》

- ・ 入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・ 施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 利用団体は当日の参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておくこと。

(2) 職員の安全確保

- ・ 毎日の健康管理を行う。
- ・ マスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・ 職員等に感染が疑われる場合は、「市職員感染時の対応マニュアル」に従い、適切な対応を行う。

(3) 施設管理

- ・ 共用部分の手すり、ドアノブ、電気スイッチなど清拭消毒を実施する。
- ・ 各施設の利用人数上限を設定する。
- ・ 利用者は退室時に椅子、机などの接触部分の消毒を実施する。

6 利用の際の留意点

- ・ 利用者は最大でも100人以内とし、各施設の利用人数上限を守る。 ※別表1
- ・ 比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可能とする。
- ・ 会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないものとする。
- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・ 後日、参加者が特定できるようにすること。
- ・ 活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

7 文化施設・体育施設に準じて、自粛を求める活動

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ○調理、会食を伴う活動 | (例) 料理教室、茶道 |
| ○密接が避けられない活動 | (例) 囲碁、将棋、麻雀 |
| ○大きな声を出すことや歌うこと | (例) コーラス、カラオケ、詩吟、民謡 |
| ○息を激しくする活動 | (例) 吹奏楽、ハーモニカ、オカリナ、吹矢 |
| ○近距離で組み合ったり接触したりする活動 | (例) スポーツ、社交ダンス、フォークダンス、チアダンス、体操、踊り |

8 活動日の利用者の把握

利用団体は当日の参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておく。感染予防対策及び感染の疑いのある者、感染者が出た場合に速やかな連携を可能にするための措置で名簿の提出は不要。ただし、利用団体で2週間保管すること。

9 利用を中止する部屋など

- ・文化施設・体育施設に準じて、以下の貸室、備品の利用を中止する。

熊谷コミュニティセンター	体づくり室
大里コミュニティセンター	調理室、グランドピアノ、神輿
大里ふれあいセンター	多目的室、神輿

※共用が想定される物品の貸出不可。

※別表 1

熊谷市立コミュニティセンター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
第一集会室	48	→	20
第二集会室	18		10
和室	10		5
体づくり室	—		×(貸出不可)

大里コミュニティセンター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
大集会室	300	→	100
小集会室	40		20
ボランティアビューロー	12		6
和室 1	20		10
和室 2	40		20
会議室 1	30		15
会議室 2	24		12
ホール	120		60
調理室	15		×(貸出不可)

大里ふれあいセンター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
1階第1会議室(和室)	100	→	50
2階第1会議室	100		50
2階第2会議室(和室)	15		7
2階第3会議室	10		5

江南コミュニティセンター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
大会議室	60	→	30
小会議室	20		10

江南第二コミュニティセンター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
大会議室	60	→	30
小会議室	20		10

市民活動支援センター

室名	定員(人)		6月8日からの人数上限めやす(人)
会議室	35	→	15
ミーティングスペース	10		5
交流スペース	10		5